

平成 28 年度第 1 回焼津市立小学校及び中学校通学区域審議会 会議録

- 1 日 時 平成 28 年 8 月 5 日（金） 15 時 30 分～17 時 00 分
- 2 場 所 大井川公民館 学習室
- 3 出席者 15 人（欠席者 2 人）
 - (1) 審議会委員 大石正巳会長、清水孝副委員長、渡邊徹委員、四方雅彦委員、青嶋幸弘委員、森屋美穂子委員、松村正志委員、川村豊伸委員
 - (2) 事務局 山梨隆夫教育長、青島正幸教育部長、飯塚善久学校教育課長、増田浩之教育総務課長、内田いつ乃主席指導主事、原川忠士学校教育担当係長、大橋孔実主査
 - (3) 欠 席 者 長谷川佐委員、小池進委員
- 4 報告事項
 - (1) 児童生徒数の推移・比較について
 - (2) 「焼津市立小学校及び中学校における学校指定変更事務取扱要綱」の一部改正について
- 5 結果及び確認事項等
 - (1) 児童生徒数の推移・比較について
 - ア 学級編成の仕組み
 - (ア) 小学校 1 年生・・・国の基準で 35 人学級
 - (イ) 小学校 2 年生・・・国の加配で 35 人学級
 - (ウ) その他の学年・・・静岡方式で 35 人学級
 - (エ) 静 岡 方 式・・・24 名以下の学級は作らない（下限条件）※。
※中学校については、平成 28 年度より静岡県方式の下限条件が撤廃された。
 - イ 児童生徒数の推移は、全体的に児童生徒の数が緩やかではあるが減少傾向にある。
 - ウ 平成 29 年度に焼津東小学校及び焼津南小学校の 3 年生が、静岡方式の学級編成により単学級になる予定。
 - エ 大村中学校は、平成 34 年度に学級数増のため 1 教室分不足することになるが、推移では平成 29 年度から減少傾向となる見込みであるため、特別教室を改装して対応していく予定である。
 - (2) 「焼津市立小学校及び中学校における学校指定変更事務取扱要綱」の一部改正について
平成 27 年度において、学校指定変更の要件である要綱第 2 条第 2 号の文中にある「学期末」を「学年末」に改め、平成 28 年 2 月 16 日焼津市教育委員会の決定を経て、平成 28 年 4 月 1 日に施行した。
 - (3) 平成 28 年度に東小川区画整理事業が終了し、平成 28 年 9 月 9 日付で該当地区の住所が変更される。
当該区画整理事業区域内である小川中学校、小川幼稚園の住所が変更され、また、小川小学校児童 47 名、小川中学校生徒 17 名の住所が変更される。

6 議事

<大石会長>

今回の議事録署名人は、渡邊委員、松村委員にお願いいたします。

欠席者がいますが、委員の出席が過半数に達していますので、審議会条例第6条の規定により本委員会は成立しています。

それでは、報告事項第1号の「児童生徒数の推移・比較について」報告をお願いします。

<学校教育課長>

それでは、報告事項第1号「児童生徒数の推移・比較について」ご説明いたします。

数字の出し方は、乳幼児は、現在就学している各学年の児童数と住民基本台帳数から算出される平均就学率に当該年齢の住民基本台帳数を乗じて算出しております。小学校は平成34年度、中学校は平成40年度まで推計を出しております。

現在就学している児童生徒数は、1学期の始業式を基準とした実際の数字となっており、未就学児童の数字は、焼津市の住民基本台帳の数字をもとに算出しております。算出の仕方は、住民基本台帳上4月1日から翌年3月31日が基準となっておりますが、実際の就学年齢につきましては4月2日から翌年4月1日生まれとなりますので、1日誤差が生じております。また、未就学児の子どもたちがすべてその学区の学校に行くとは限りません。(国公立学校、特別支援学級・学校)そのため、今までのデータからこのくらい目減りするだろうという数字を出しております。

ただし、焼津西小学校、豊田小学校、大村中学校、豊田中学校については、教室数の不足を把握するため、最大値を考慮して住民基本台帳の人数をそのまま使用しております。なお、今後住宅やアパート等の新築による住宅増、転出・転居による住民の異動については、拠り所となる根拠がないため考慮されていないことをご承知ください。

焼津東小学校の2年生をご覧ください。現在国の加配で2学級になっていますが、3年生以降は静岡県式では1学級24名以下の学級は認められていないため、1学級になります。

学級編制の仕組みですが、小学校1年生は、国の基準で35人学級、2年生は国の加配で35人学級、小学校3年生から中学校3年生までは国の基準では40人学級ですが、静岡式35人学級となっております。静岡式では1学級24人以下の学級にはいけないという条件があります。そのことを踏まえて具体的な状況を見ていただきます。なお、中学校では、平成28年度から「24人以下は認めない」という下限条件が撤廃されました。

焼津東小学校は、特別支援学級が昨年度の4学級から本年度は6学級に増えております。

この傾向は焼津市全体に言えることで、通常学級は減少の傾向にありますが、特別支援学級は増加していくことも考えられます。

次に、焼津西小学校をご覧ください。最大教室数が35学級とあります。平成30年には最大受入教室数がいっぱいになってしまい、いわゆる空き教室が無い状態となります。

次に、焼津南小学校をご覧ください。来年度の新3年生が焼津東小学校の新3年生と同じく1学級になる見込みです。現在の1年生も3年生になるときに1学級に、また現在の0歳児が入学するときは1年生から1学級になってしまいます。

豊田小学校をご覧ください。現在32学級ですが、平成33年には33学級になる予定です。豊田小学校区から焼津東小学校の特別支援学級に通学する子どもも多いため、豊田小学校に特別支援学級を開設することができないか検討しています。

大富小学校ですが、現在通常学級が26学級ありますが、平成34年には20学級に減少する予定であり、小学校の中で一番学級数の減少予定の学校です。一方、特別支援学級については、昨年度3学級から5学級の増となりました。こちらは今後増加する可能性があります。

和田小学校をご覧ください。平成33年には単学級になる学年ができる見込みですが、昨年と比べ、平成28年の1歳から3歳の住民基本台帳の人口数は増加しております。外国人の出入りも多く、先の読めない学校となります。

次に、焼津中学校について説明いたします。平成27年から平成28年にかけて住民基本台帳の人数が増加しております。これは平成28年4月より学校改正があったため、将来的には学級

減が見込まれています。

大村中学校について、平成 33 年度には最大受入学級数の 14 学級となり、平成 34 年度には 1 学級不足する 15 学級になる予定です。このため、特別教室の転用を考えております。

豊田中学校については、平成 28 年 4 月に学区改正により住民基本台帳数は大幅に減少しましたが、0 歳児・1 歳児が多いため学級数は増加傾向にあります。

小川中学校をご覧ください。通常学級が 11 学級、特別支援学級が 3 学級と現在空き教室はない状態です。少子化による学級数の減により空き教室が増加していると思われがちですが、特別支援学級が設置されている学校は、空き教室に余裕が無い学校も多くあります。

東益津中学校では、現在 3 年生の生徒数は 72 名で静岡式では学級増の対象外でありましたが、県の下限条件が撤廃されたため 3 学級となりました。この仕組みが続くようならば現在の 9 歳、6 歳、4 歳も 3 学級になり学級増が考えられます。この仕組みを小学校にも拡大していただけるよう県教育委員会にお願いしていきます。

大富中学校ですが、学区改正の関係で住民基本台帳の生徒数の増加となっております。黒石小学校の児童数については、将来維持されていく予定ですが、大富小学校区の児童の減少により大富中学校も生徒数が徐々に減っていく予定です。

大井川中学校をご覧ください。小学校の学級減が一番影響される学校となっております。ただし、大井川地区も外国人の出入りが多い地区ですので、外国人の就学状況に影響される地区となります。

以上、児童生徒数、学級数の推移・比較について説明させていただきました。

<大石会長>

ただいま、「児童生徒数の推移・比較について」説明がありましたが何かご意見はありますか。

<清水副委員長>

平成 28 年度より、学区が改正したことにより大富中学校の減少は少し緩和されるという事ですが、大富小学校の減少を何か止める手立てはないでしょうか。また、黒石小学校が開設された際、緩和措置があったようですが、現在もその措置は使われているのでしょうか。

<学校教育課長>

先ほど、平成 28 年から豊田中学校で学区改正があった旨をお話しさせていただきましたが、一部の地区において、今まで黒石小学校から豊田中学校への学区だった通学区域が、大富中学校の通学区域に改正になりました。ただし、兄弟関係や地元とのつながり等、特別な事情がある方は、学校指定変更で対応しています。

<渡邊委員>

推移から見た教育委員会の見解及び課題を教えてください。

<学校教育課長>

課題はいくつかあります。まず、各学校の教室数がギリギリの状態です。現在、小学校と中学校では少人数指導が入っています。そのため学習室・少人数教室と呼ばれている特別教室が必要となっておりますが、その特別教室が作れない学校が出てきています。

また、特別支援学級を作りたいが教室の余裕が無く、すぐ開級することができない。大きい学校になればなるほど、特別な支援を必要とする児童生徒も多くなっています。そのため拠点校方式をとっています。

小さい学校については、平成 29 年度に単学級になる学校が出てくるわけですが、全国的に見ればそのような学校はたくさんあり、それほど心配しておりません。ただ単学級になると子どもたちの異動がなく、人間関係が固定されてしまうので、複数の学級のほうがより好ましいということです。平成 28 年度から始める「学校のあり方検討委員会」の中で検討していきたいと思えます。

<大石会長>

昔、大規模校だった学校が中・小規模校になってしまい、昔とイメージが変わってしまいました。統計が進んだ今でも人口の推移は難しいものです。

遠距離の通学となる、東益津小中学校の元小浜地区の通学と焼津西小学校の越後島地区の通学、通学距離について教えてください。

<学校教育課長>

元小浜の児童生徒ですが、現在小学校 1 名、中学校 1 名が通学しております。この子たちは教育委員会でタクシーを用意し、用宗経由で東益津小学校、中学校へ通学しております。帰りについても同じ対応をしております。

大崩のトンネルが平成 29 年 3 月に開通する予定ですので、今後どうしていくか検討していく必要があります。以前もタクシーは使用していましたが、小学生は自宅から「浜当目ちびっこ広場」まで送ってもらい学校までは徒歩、帰りは広場で時間を待ち合わせてタクシーで帰宅していました。中学生は自転車通学をしていました。

新しいトンネルは、長さが 1 km ほどあるため、中学生に自転車で通学させるには危険ではないか、また、広場での送迎になると子どもたちが帰りのタクシーでうまく待ち合わせができないこともあり、学校までの送迎と、以前のような送迎の仕方のどちらがいいか検討しなければなりません。保護者は体力面などを考慮して、歩く区間が欲しいと要望しています。

また、他の学校の通学距離についてですが、小学校 4 km、中学校 6 km の中で納まっております。距離がある子どもたちについては、保護者からの要望や以前の学区審議会の議題のなかで自転車通学という話も出ましたが、子どもたちの安全を考慮し徒歩通学という事になりました。

<原川係長>

越後島地区の子どもたちに対しては、冬期の 12 月から 3 月まで登校のみですが、バスによる通学支援をしております。毎年 36 人程度がバスで通学しております。

<森屋委員>

特別支援学級が増加傾向にあるということですが、特別支援学級が増加する理由はどのようなことがあるのでしょうか。また、学級数がいっぱいになっている学校についての対応はどのように考えていらっしゃいますか。

<学校教育課長>

教育委員会、それぞれの学校においても子どもに合った最も良い教育を受けさせたいと考えています。これまでも心配な子どもさんについては保護者にいろいろ働きかけをしてきました。

特別支援学級対象の児童生徒に対して教室が無いので、待ってくださいということはありません。ただし、通級指導（まなびの教室・ことばの教室）については順番待ちになっているところもあります。

特別支援学級に通学することについては、今まであまり積極的でない保護者等が多かったのは事実ですが、社会全体が「その子どもにあった教育」という考えに変わり、特別支援教育につい

での理解が深まっていることがあります。保護者も良く勉強されて、自ら家の子どもは特別な支援が必要なのではないかと進んで申し出てくださる保護者も多くなってきたと感じます。また就学支援相談体制が進んだことも保護者の方に理解していただける要因の一つと考えられます。

今年度、多くの学校に少人数教育の教員が加配されております。ですが、少人数の学級に必ずしなければいけないのではなく、1つの学級の授業に加配の教員が参加し、2人体制で授業をするなど学校でいろいろな工夫をしております。今後足りなくなってくる教室については、特別教室の中で使用回数の少ない教室を転用させるなど、こちらも工夫して対応できるようにしております。短期間の教室不足については一時的な転用で対応していきたいと考えております。

<教育長>

豊田小学校の建設のときは、国からの30学級分の補助金しか出さないと言われましたが、お願いして35学級まで許可していただきました。建物の高さでは5階建てを検討したが、日照権のことなどの問題もあり、敷地を目いっぱい使って何とか35学級にしました。

焼津西小学校については、子どもたちの花壇を撤去して学級増のため増築しました。もし、これ以上増やすならば、もう運動場の一部を犠牲にしてプレハブなどで特別教室を作るしかありません。

先ほどの特別支援学級の件ですが、一つの要因として核家庭になり他の家族の意見に左右されにくくなったことも要因の一つではないでしょうか。

<森屋委員>

お母さんたちがとても熱心で、いろいろ勉強しているということも聞きます。

<教育長>

最近の研究で、特別の支援が必要な子どもはなるべく早くに見つけて支援をする。そうすることで将来の育ち・登校拒否などについて、ある程度防げるのではないかとされるようになりました。

<大石会長>

では、次の議題、「焼津市小学校及び中学校における学校指定校変更事務取扱要綱」の一部改正について、お願いします。

<学校教育課長>

新旧対照表をご覧ください。

学校の指定変更の要件である要綱第2条第2号についてですが、「小中学校の最終学年以外の学年で学期途中に転居し、引続き従来の学校へ通学させることを希望し、通学に支障がない場合、学期末まで許可する。」の文中にある「学期末」を「学年末」に改正いたしました。

近隣市の状況や保護者らの要望を鑑み、昨年度2回にわたり学区審議会でご審議していただきました。教育委員会にも報告いたしました。あくまでも「通学に支障がない」ことが前提となっております。

報告事項がもう1件あります。

平成28年度内に東小川土地区画整理事業が終了することにより、平成28年9月9日の予定で換地処分され、別添地図に掲げる地区の住所が変更になります。そのため、小川中学校の住所が「東小川4丁目21番地の1」に、小川幼稚園の住所が「東小川4丁目21番地の11」に変更されます。この区画整理事業で住所変更の対象となる児童生徒は小学生47名、中学生18名となります。

<大石委員長>

年度途中の転居での学校指定変更の要件が、全学年学期途中から年度末に統一されたわけですね。ありがとうございました。それではその他何かございますか。

<清水副委員長>

小中一貫教育について、今どのように考えられているのでしょうか。

<教育長>

「小中のあり方検討委員会」というのは、小中学校の一貫教育を目指しているだけのものではなく、もっと広くいろいろな角度から教育について考えていく委員会になります。但し、一体型の小中一貫校を作ることは難しいと思います。

今、一貫校を進めている自治体では、一貫校という名目で複式学級がある学校などを統合していく方向にあります。小中学校が離れている場合、児童生徒の移動など問題も出てきます。

すぐ飛びつくのではなく、見通しを持ってやりたいと考えております。すべてうまくいく小中学校ばかりとは限りません。実情に応じて進めていく必要があります。焼津市では子どもたちが切磋琢磨できない状況にはすぐに陥らないため、焼津市の実態に即したやり方を検討していきたいと考えています。

<森屋委員>

行政はいろいろ模索して、方針転換をしますが、そこで学習している子どもたちはその方針で育ってきています。その子どもたちにとっては小学校時代・中学校時代は1回だけです。簡単に変えたりすることは避けていただきたい。

<教育長>

私も教育にずっと携わっていましたが、ゆとり教育については外から言われるほど教育現場では疑問を持ってやっていたということはありません。それぞれそれなりの良い力が出てきていると思います。飛びつくことではなく地に足をつけてじっくりやっていきたいと思っています。

<大石委員長>

それなりに、総括が必要になりますね。それでは司会にお返しいたします。

<内田主席指導主事>

それでは、以上をもちまして、平成 28 年度第 1 回焼津市立小学校及び中学校通学区域審議会を終了いたします。

ありがとうございました。